

# 公立大学法人静岡文化芸術大学との取引にあたってのお願い

日頃より本学の大学運営にご協力いただき感謝申し上げます。本学では、法令や学内規則等を遵守した調達等を実現し不正な取引を一切排除するため、学内をあげて取り組んでいるところです。つきましては、本学との取引にあたり、業者の皆様方をお願いしたい事項を次のとおりまとめましたので、ご協力をよろしくお願いいたします。

## 見積り～発注

- 教員及び事務局職員から、随時、見積依頼または発注を行っています。  
(教員からの発注の場合、必ず公費か私費か確認してください。)
- 公費による教員からの発注は、1契約の総額が10万円以内の取引に限ることとしています。
- 1契約の総額が10万円を超える取引については、事務局職員から発注し、原則として複数社による見積合せとします。また、総額が10万円を超えないように分割して発注することは禁止しています。

## 納品～検収

### 直接大学に納品する場合(教員発注)

- 物品の納品時または業務の完了時には、学部事務室職員が検収(物品納品/業務完了の事実確認)を行いますので、学部事務室にお立ち寄りください。その際、必ず納品書(業務完了報告書)も併せてご持参ください。  
文化政策学部事務室 大学北棟 5F 053-457-6131  
デザイン学部事務室 大学北棟 11F 053-457-6209 いずれも平日8時30分～18時まで
- 検収後、発注した教員に物品及び書類を届けてください。教員が不在の場合は学部事務室で物品及び書類をお預かりすることもできます。

### 直接大学に納品する場合(事務局職員発注)

- 発注した職員に連絡した上で、指定された場所に納品してください。事務局職員がその場で検収を行います。

### 大学に送付する場合

- 宛名に発注した教員もしくは職員の氏名を必ず記載してください。

## 請求～支払い

- 納品・業務完了後、請求書をご提出ください。代金は貴社指定の金融機関口座に振り込みます。
- 振込額の内訳を知りたい場合は、事務局出納室(053-457-6310)までご連絡ください。
- 請求後概ね2ヶ月を経過しても代金が支払われない場合は事務局財務室(053-457-6112)までご連絡ください。

## 書類の記載事項

- 見積書・納品書(業務完了報告書)・請求書については、必要事項を正確に記入してください。

- |                              |                          |
|------------------------------|--------------------------|
| ・宛名には必ず大学名を含めてください。          | ・日付は空欄とせず必ずご記入ください。      |
| ・見積書及び請求書には社印・代表者印を押印してください。 | ・品名は省略せずすべて正確にご記入ください。   |
| ・税抜/税込がわかるように記入してください。       | ・金額を訂正した書類は再発行をお願いしています。 |

## その他

- 納品または請求後の返品・交換については、請求額に変更がない場合でも、必ず事務局財務室(053-457-6112)を通して行ってください。

## 不正行為の禁止

- 静岡文化芸術大学との取引における一切の不正行為を禁止します。
- 不正行為を行った場合、一定期間の取引停止等の処分を受けることになります。

不正行為の内容	取引停止期間
本学の教職員または他の公共機関等の役職員に対する贈賄	1ヶ月以上12ヶ月以内
独占禁止法違反	4ヶ月以上24ヶ月以内
競争入札妨害、談合	4ヶ月以上24ヶ月以内
不適切な安全管理による事故、建設業法違反	2週間以上9ヶ月以内
不正または不誠実な行為 ※	2週間以上18ヶ月以内

※不正または不誠実な行為としては、次のようなものが挙げられます。

- ・実際には納品していないにもかかわらず納品したものととして本学から代金を支払わせる。  
また、その代金を管理する。
- ・取引実績とは異なる書類を提出する。  
〔 実際には納品したものと異なる品名や、実際の納品日と異なる日付を記入する。 〕  
〔 1回の取引について書類を複数に分けて作成する。 等 〕
- ・納品または代金請求後、事務局財務室を通さずに、返品・交換に応じる。
- ・教職員に対して不正行為を斡旋する。

## 通 報 窓 口

- 静岡文化芸術大学の教職員から不適切な行為の依頼等があった場合には、当該依頼には応じないようにしていただくとともに、速やかに下記 事務局総務室までご連絡願います。
- また、自社とは関係のない取引において不正行為を見聞きした場合でも同様に通報をお願いします。

公立大学法人静岡文化芸術大学 事務局総務室

電 話 : 053-457-6111

F A X : 053-457-6123

E-mail: soumu@suac.ac.jp

なお、不正が疑われる取引について本学が認知する前に自ら申し出た場合は、処分が緩和されることがあります。

## 協 力 の 依 頼

- 静岡文化芸術大学における監査・調査等において、取引帳簿の閲覧や提出等を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。
- 本学と一定規模以上の取引のある業者の皆様には、不正防止に関する誓約書の提出を依頼することとしますので、ご協力をお願いします。

## 取引に関するお問い合わせ・ご相談

公立大学法人静岡文化芸術大学 事務局財務室

〒430-0533 浜松市中区中央2-1-1

電 話 : 053-457-6112

F A X : 053-457-6123

E-mail: zaimu@suac.ac.jp